

2026年6月29日

厚生労働大臣
上野賢一郎様

認定特定非営利活動法人日本IDDMネットワーク
理事長 岩永幸



救急救命士の重症低血糖対応についての要望

日ごろから糖尿病患者・家族のためにご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

私たちは、全国の1型糖尿病(インスリンの絶対的な不足を特徴とする糖尿病)およびインスリン治療を必要とする1型以外の糖尿病の患者・家族を支援する活動を行っている団体です。

ご存じの通り、インスリンは生命維持に必須なホルモンであり、患者は毎回の食事のたびに摂取する糖質量に応じたインスリンを、注射やインスリンポンプ等により常に補充し続けながら生活しています。そのインスリン補充療法に伴う副作用が「低血糖」です。低血糖とは必要以上に血糖値が下がりすぎる状態で、重症の場合は意識を失い、さらにそのまま放置されると命の危険にもつながります。

この低血糖からの回復には、通常は患者自身による糖分の補給、いわゆる補食で対応しますが、患者が意識を喪失し自ら対応できない場合は、周囲の者による介助が必要です。その際に有効な方法の一つが、血糖上昇ホルモンである「グルカゴン」の投与です。

近年、グルカゴン製剤の点鼻粉末剤が開発され、使用方法が格段に簡便になりました。点鼻粉末剤「バクスマー」は、従来の注射薬と異なり、鼻孔から1回噴霧することで投与できるため、医師・看護師以外の者であっても、簡単なトレーニングにより緊急時に適切な使用が可能です。

当法人では、2021年より本件の趣旨で要望を提出してまいりました。その結果、2024年1月25日付で文部科学省およびこども家庭庁の担当課から、各都道府県・指定都市等に向けた事務連絡「学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤(バクスマー®)投与について」が発出され、学校と主治医等との連携のもと、学校の教職員等が本剤を使用することについて違法性が問われない旨が示されました。本事務連絡により、学校における児童生徒の重症低血糖への対応に関する不安が大きく解消されたことに、心より感謝申し上げます。

一方で、救急救命士による救急現場および病院前救護における点鼻グルカゴン投与については、本要望書提出時点において、制度改正や通知発出は実施されておらず、いまだ実現に至っていません。

この1年の進捗として、2025年6月13日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、救急救命士による新たな救急救命処置の迅速な評価・追加に向けた検討が位置付けられました。また、厚生労働省においては、「救急救命処置の在り方に関する検討会」が設置され、救急救命処置の範囲の見直しに関する検討が開始されたものと承知しております。さらに、新たな救急救命処置の追加等に関する提案を受け付ける仕組みの整備も進められていると伺っております。

このように、救急救命士による新たな処置を評価・追加するための検討体制が整いつつある今こそ、重症低血糖発作症例に対する点鼻粉末グルカゴン「バクスマー」の投与についても、正式な検討対象として位置付け、速やかに評価を進めていただく必要があると考えます。

つきましては、残されている救急救命士による緊急時の患者への点鼻グルカゴン投与について、下記のとおり要望いたします。

記

【要望内容】

インスリン補充療法を行っている糖尿病患者が、インスリンの副作用による重症低血糖を起こしている場合に、救急救命士が緊急対応として、救急現場や救急搬送時など、病院前救護において、点鼻粉末グルカゴン「バクスマー」を使用できるよう、速やかに必要な制度上・法令上の措置を講じてください。

具体的には、以下の対応を要望いたします。

- 1 点鼻粉末グルカゴン「バクスマー」の投与を、新たな救急救命処置の候補として正式に検討対象に位置付けること。
- 2 「救急救命処置の在り方に関する検討会」および今後設置される「救急救命処置検討委員会」において、重症低血糖発作症例に対する点鼻粉末グルカゴン投与について、速やかに検討を行い、一定の期限を目途に結論を得ること。
- 3 検討の結論を得た後は、救急救命士が救急現場でバクスマーを使用することについて、医師法違反等の違法性が問われることのないよう、速やかに必要な法令改正、通知発出、研修体制整備等の対応を行うこと。

【要望理由】

1 型糖尿病の現在の治療法は、絶対的に不足しているインスリンを補う「インスリン補充療法」です。患者は、毎回の食事に応じたインスリンをその都度注射したり、インスリンポンプにより持続的に注入したりしながら生活しています。患者にとって、インスリン補充を継続することは生きるための唯一の方法ですが、その副作用として低血糖があります。

特に重症低血糖の場合、患者は意識喪失やけいれん等に陥ることがあります。患者は、低血糖の予兆を感じたときや、それが予期されるときには、ブドウ糖などの糖質を摂取する補食により、速やかに血糖値を上昇させる対応をしています。しかし、そのような対応を行っていても、意識障害を完全に避けることはできません。意識障害自体が危険な状態であり、一刻も早い回復が求められます。放置されるなどして回復が遅れた場合には、命の危険に陥ることもあります。

患者は自ら補食用の糖質類を携帯するなどして、常に低血糖に備えています。どうしても間に合わない場合には、周囲の者の介助が必要です。特に重症低血糖により自ら補食ができず、意識障害を起こしている場合には、家族などが血糖上昇ホルモンであるグルカゴンを投与することで回復させます。

救急救命士については、「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」などにより、2014年4月から、所定の研修と実習を修了した救急救命士は、低血糖発作患者への血糖測定とブドウ糖溶液の投与が可能になっています。しかし、グルカゴンについては、現行制度上その対象とされていません。

このような状況の中、2020年10月より、点鼻粉末剤のグルカゴン、製品名「バクスマー」が発売されました。バクスマーは鼻孔から1回噴霧することで投与でき、血糖上昇が期待される薬剤です。従来の注射薬に比べて使用方法が極めて簡便であり、非医療従事者であっても簡単なトレーニングにより緊急対応としての投与が可能です。

実際に、2024年1月には、学校等における重症低血糖発作時に、教職員等がバクスマーを投与することについて、一定の条件のもと違法性が問われない旨の事務連絡が発出されました。救急救命士は、教職員等と比べても、より専門的な医学的知識と救急対応の訓練を受けている職種です。血糖測定等により重症低血糖状態であることが明らかな場合に、救急現場や救

急搬送時において、バクスマーの使用を救急救命処置として検討する意義は大きいと考えます。

また、近年、救急救命士に求められる役割は広がっており、救急現場において迅速な判断と処置が求められる場面は増えています。こうした中で、厚生労働省において新たな救急救命処置を評価・追加するための検討体制が整備されつつあることは、患者・家族にとっても大変重要な前進であると受け止めています。

重症低血糖は突然発生し、患者自身が補食等で対応できない場合には、意識障害や生命の危険につながる緊急状態です。一方、点鼻粉末グルカゴン「バクスマー」は投与手技が簡便であり、既に学校等において教職員等による使用について一定の整理がなされています。救急救命士は、より専門的な知識と救急対応の訓練を受けている職種であることから、病院前救護における重症低血糖対応として、本剤の使用を検討する合理性は高いと考えます。

救急救命士が現場でバクスマーを使用できるようになれば、意識障害を起こした糖尿病患者に対して、より早期の血糖回復が期待できます。また、患者本人のみならず、家族、学校、職場、地域社会にとっても、救急時の安心につながります。

以上の理由から、重症低血糖発作症例に対する点鼻粉末グルカゴン「バクスマー」の投与について、新たな救急救命処置の候補として正式に位置付け、速やかに検討を進めていただくとともに、結論を得た後は必要な制度上・法令上の措置を速やかに講じていただくよう、要望いたします。

■ 認定特定非営利活動法人日本 IDDM ネットワーク

1995年9月に全国各地の1型糖尿病患者・家族会の連携組織として発足し、現在、認定特定非営利活動法人として政策要望(20歳以上の患者への支援策など)、情報提供(発症初期に必要な情報を詰めた「希望のバッグ」の配布など)、調査研究(大規模災害時の患者・家族の行動指針策定など)、「1型糖尿病研究基金」による研究助成などに取り組んでいます。

以上